

令和6年度第1回小牧市廃棄物減量等推進審議会 議事録

日 時	令和6年5月20日(月) 午後1時30分～午後2時35分
場 所	小牧市役所 東庁舎5階 大会議室
出席者	<p>【委員】</p> <p>石川 雄一 区長会代表者 寺井 清美 区長会代表者 魚本 猛司 区長会代表者 ○深堀 修 区長会代表者 加藤 晴規 区長会代表者 稲垣 幸子 小牧市女性の会 今枝 正 こまき環境市民会議 宇佐美 史夫 小牧市消費生活改善推進委員会 大野 公大 一般社団法人小牧青年会議所 郷司 達哉 尾張中央農業協同組合 川淵 義隆 公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会北尾張支部 清田 啓嗣 株式会社不二屋(ナフコ) ◎清水 真 学識経験者 野村 重樹 公募委員 舟橋 精一 公募委員 秋田 重巳 公募委員 馬場 容子 公募委員 ※ ◎会長 ○副会長</p> <p>【事務局】</p> <p>入江 慎介 市民生活部長 落合 健一 市民生活部次長 鈴木 尚紀 ごみ政策課長兼ゼロカーボンシティ推進室主幹 宮下 美則 リサイクルプラザ所長 丹羽 誠 ごみ政策課ごみ減量推進係長兼ゼロカーボンシティ推進室専門員 吉本 寛史 ごみ政策課ごみ減量推進係兼ゼロカーボンシティ推進室主査 岡田 康助 ごみ政策課ごみ減量推進係兼ゼロカーボンシティ推進室主事</p>
欠席者	<p>安藤 和憲 区長会代表者 杉山 光次 小牧商工会議所 高橋 美喜雄 愛知県食品衛生協会 小牧支部</p>
傍聴者	0名
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・委嘱状 ・小牧市ごみ処理基本計画 ・令和6年度審議会委員名簿 ・次第3 ・報告1：小牧市ごみ処理基本計画の進捗状況について ・令和6年度小牧市一般廃棄物処理実施計画について ・報告2：小牧市共同住宅におけるごみ集積場の設置に関する指導要綱の制定について

主な内容

<p>1 委嘱状交付 市民憲章唱和、委嘱状交付、副市長挨拶</p> <p>2 あいさつ 手持ち資料確認、委員及び事務局自己紹介 清水会長及び深堀副会長あいさつ</p> <p>3 小牧市廃棄物減量等推進審議会について ・次第3の資料に基づき、廃棄物減量等推進審議会、廃棄物、近年の施策及び燃やすごみの組成調査について事務局より説明。 ・質疑応答なし。</p> <p>4 議事 (1) 会長及び副会長の選出について ・会長：清水委員 副会長：深堀委員</p> <p>5 報告 (1) 目標の達成に向けた取り組み（小牧市ごみ処理基本計画）の進捗状況について ・報告(1)「小牧市ごみ処理基本計画の進捗状況について」の資料に基づき、小牧市ごみ処理基本計画の進捗状況について事務局より説明。 (2) 小牧市共同住宅におけるごみ集積場の設置に関する指導要綱の制定について ・報告(2)の資料に基づき、小牧市共同住宅におけるごみ集積場の設置に関する指導要綱の内容について事務局より説明。 ・質疑応答について下記の通り。</p> <p>(1) 目標の達成に向けた取り組み（小牧市ごみ処理基本計画）の進捗状況について (舟橋委員) 5ページ上段の特別収集について、傾向を見ると少しずつ減っているように見えるが、それでも1日2件ほどの頻度があると思う。この特別収集について、どのようなケースがあるのか。また、小牧市のどこの地域が多いのか分かれば教えほしい。</p> <p>(事務局) 特別収集を実施するものは、大きく分けて2つあり、即時収集するものと2週間程度空けてから収集をするものがある。 即時収集するものは3種類あり、1つは不衛生なごみである。 例えば、生ごみ等が混在されており、悪臭やカラス被害に遭う可能性があるといった不衛生なごみが該当する。 次に個人情報がかかるものである。郵便物や個人情報、住所等が分かるものはごみ政策課職員で引き上げ、訪問指導を行っている。 最後に事業者が排出した可能性があるものである。これらのごみは連絡を受けたのち、ごみ政策課で即時対応している。 その他のペットボトルと空き缶が混在しているものや、不衛生ではないごみ等は2週間程度時間を空け、パッカー車で1度に収集をさせていただく。 どこの地区からの通報が多いか、という質問については統計を取っていない為、正確な回答はできない。個人的な感覚になるが、小牧市全体で満遍なく通報を受けているような状況であり、一定の地域からは全く通報がないというようなことはない。また、年度毎に変わる地域の役員やごみ当番等の運営の仕方によっても特別収集の依頼件数が変わるため、一概にどの地区が多い少ないとい</p>

うのは回答できない。

(舟橋委員)

通報という言葉があったが、どのような方からの通報が多いのか。
例えば、集合住宅の通報については誰が通報をするのか、回答をお願いしたい。

(事務局)

地元が管理しているごみ集積場については、ごみ集積場を管理している方からの通報が多く、各地元の区長が通報することもあれば副区長や環境保全推進、さらにはごみ当番や通りすがりの方など様々な方から通報がある。

共同住宅についても地元管理のごみ集積場と同様に区長や副区長等から通報があり、その他にも共同住宅の近くに住む方等から、「ごみ集積場が荒れている」といった旨の通報がある。共同住宅のごみ集積場に対する通報は原則、ごみ政策課ではごみの収集等は行わず、共同住宅の管理会社へ片付けや分別周知をするよう指導している。

(深堀副会長)

3 ページ表の評価で二重丸や三角が使われているが、これの基準はあるのか。

(事務局)

二重丸や三角の表記については、1 ページ中段に記載するとおりであり、二重丸は良好、丸は例年維持、三角は下降傾向の表記である。

(2) 小牧市共同住宅におけるごみ集積場の設置に関する指導要綱の制定について

(舟橋委員)

報告の前提にある共同住宅に係るごみ集積場のトラブルについて、どのようなトラブルがあるのか教えてほしい。

また、小牧市内のごみ集積場について、地元管理のごみ集積場と共同住宅が管理してのごみ集積場のそれぞれの数および地元ごみ集積場と共同住宅のごみ集積場のごみ収集量の割合が分かれば教えて欲しい。

(事務局)

トラブルの事例について、ごみ集積場を造り、収集車が突然来るようになってから地元が知る、ということもあり、ごみ集積場を造る前に地元で教えて欲しいとの要望が多々ある。大きさや構造については指導しているが、ごみ集積場を居住者の人数よりも小さく作ってしまいごみ集積場が溢れ、カラス被害等で地元区に迷惑をかけることや勝手に地元区のごみ集積場に不適正なごみを排出してしまうということが多々ある。

これらの事案を指導要綱で指導していくことで適正なごみ集積場を造り、カラス被害を抑えることや地域のごみ集積場に排出しないよう指導していく、という目的である。

ごみ集積場の数だが区の管理、共同住宅の管理については正確な数字を把握していないため、回答することはできない。

参考ではあるが、小牧市全体のごみ集積場の設置数は昨年度実績で 3179 ヶ所である。

(魚本委員)

共同住宅において、大抵の共同住宅では可燃ごみの集積場は設置されているが、資源ごみの集積場はどうなっているのか。資源ごみの集積場設置の指導はどうなっているか教えて欲しい。

(事務局)

ごみ集積場設置の際は、可燃・資源・破砕の置き場を設置するよう指導するものであり、特定の種類だけでよい、ということはない。

しかし、既にごみ集積場を設置しているところについては、地元区や共同住宅の管理者からの相談を基に、極力設置いただくよう指導している。また、今後設置するものについては、すべてのものが置けるように指導している。

(加藤委員)

6 戸未満のところは、地域のごみ集積場を使うということではよかったか。

(事務局)

6戸以上の場合には共同住宅専用のごみ集積場を設置するよう指導している。

6戸未満の共同住宅については市への協議が不要であるため、相談がある場合のみとなるが、地元区の意向を踏まえ必要に応じ、適切なごみ集積場を設置するよう指導している。

(加藤委員)

共同で地域のごみ集積場を使いごみを捨てるということだが、共同住宅に住んでいる方の気質、と言っては失礼かもしれないが、地元住民となかなか馴染まないところがあり、難しい問題だと感じている。

(事務局)

ごみの排出ルール等の啓発については、転入の際や広報等で周知をさせていただく。

(石川委員)

6戸以上の戸建住宅はどうか。

(事務局)

今回の指導要綱については、共同住宅のトラブルが一定数あるというところから出発しており、分譲する団地のような案件に対しては、適用されるものではない。

しかしながら、条例に該当しない戸建て住宅についても多くの相談がある為、ごみ集積場の利用場所等を地元区長と相談するようアナウンスしている。

(石川委員)

分譲住宅に関しても指導して欲しいと思う。

(事務局)

承知した。検討させていただく。

(加藤委員)

共同住宅の6戸以上はごみ集積場を設置するよう指導をしているのは非常にいいことだと思う。しかし、古い共同住宅にはごみ集積場が設けられておらず、また、5戸以下の共同住宅についてもごみ集積場を設置するよう指導していないということであるため、そういった方々は地元のごみ集積場に捨てることになる。

最近では自治会の加入が自由になっており、その辺も問題であると思う。ごみの集積場は地域のものだが、自治会に加入していなくてもごみは捨てることができる状態であり、そういった方々にどのように指導をしていくかということが根本的な問題であると思う。

自治会に全員が加盟していれば、区長や環境保全推進委員、区の役員等が指導できるが、そういう方に対してどのように指導していくか。

いわゆる、広報もいらない、回覧も不要という方に対してどのように指導し、周知していくかということが非常に悩ましい問題だと思う。

この先、自治会加入者もだんだんと減っていく傾向にあるため、そういったところが一番根本の問題だと思う。

もう一点言うならば、転入者が転入届の手続きをする際、ごみの排出等についての指導をするなど、そういうことが必要ではないかと思う。小牧の市民として住むのであれば、それぐらいのことをしないと問題がいつまでたっても片づかないのではないかと思う。

(事務局)

自治会の加入率低下というのは大きな問題である。

また、転入者に対しては市民窓口課に来た際、ごみの分別の案内を出しているが、意識が低い方については、不適正にごみを出されることが多いと感じる。

ごみ政策課では、ごみの排出指導員を4名配置しており、不適正に排出されたごみから個人情報を確認できた場合、個別に訪問を行い、訪問の際には不適正に排出されたごみ袋を持って直接指導を行っている。

また、外国人に対しては、言語がわからない、ということもあるため、8か国語に対応している「さんあ〜る」というごみ分別のアプリを案内している。外国の方はすべてスマホで生活が完結しているため、必ずダウンロードするよう依頼し、分別方法等を説明しているところである。

なにか地域のことで相談があれば、ごみ政策課まで連絡いただければと思う。

(加藤委員)

特別収集については、市が非常に適切な対応をしているため、地元では非常に助かっている。

(事務局)

先の質問の中で、戸建住宅の話があったが、小牧市には宅地開発指導要綱があり、ある一定の宅地造成を行う事業に対しては、区との相談を行うというケースもある。宅地分譲等の開発行為は0.1ヘクタール以上という基準ではあるが、宅地造成する場合については、宅地開発指導要綱に基づき区に相談するという形になっているため、ご承知いただきたい。

以上